

木造住宅耐震診断業務の営業行為について

診断員の皆様に、診断業務の実施にあたり営業を目的とした行為をしてはならないとしておりますが、改めて「営業を目的とした行為」とは、自らが自らの利益のためにする行為であると考え、相手から依頼されたことを受けるのは「営業を目的とした行為ではない」と考えるため、次の例のとおり扱うものとし列記致します。

営業を目的とした行為に当たる場合	営業を目的とした行為に当たらない場合
個別訪問等を行い、申込書を書かせる。	施主から相談があり診断を受けるように勧め、診断申込書に診断者を自分と書かせる。
依頼されていないのに、補強計画や補強工事の見積り書を診断受診者に持って行く。	診断受診者から補強計画を依頼されて、受ける。
看板及び名刺や広告、ホームページに県や市町の指定、あるいは資格のように載せる。 (たとえば、耐震診断士等…)	看板及び名刺や広告、ホームページに NPO 法人 三重県木造住宅耐震促進協議会 の登録耐震診断員と載せる。
診断後、呼ばれていないのに再度(再三)訪問する。	診断後、要望があり相談にのる。
診断受診者と診断日の調整をする時、自らの会社(内容)の説明を行う。	診断受診者と診断日の調整をする時、自らの会社名、電話番号を教える。

※ その他の事項で、ご不明な点がございましたら協議会までお問い合わせください。
木造住宅の耐震化の普及、啓発に努めて頂く上で営業活動に価する場合もございますので、十分ご理解を頂きますようお願い致します。